

第 22 回拡大豚熱疫学調査チーム検討会を踏まえた提言

令和 6 年 9 月 27 日
拡大豚熱疫学調査チーム

1. 日頃の観察と早期通報の徹底

国内 83 例目の発生農場においては、令和 4 年 4 月ごろから離乳区画 1 区画で死亡頭数が増加していることを認識していながら、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に通報を行わず、同年 7 月 21 日に当該農場で死亡が増えているとの匿名の通報によりはじめて家保の知るところとなった。この間、当該離乳区画では、6 月の一日当たり死亡頭数が 4 月の一日あたり死亡頭数の約 4 倍と急増し、また、当該離乳区画から育成豚を移動させた農場内の肥育区画が当該事例の発生豚舎となっており、育成豚の移動により感染が広がった可能性が示唆される。

また、国内 91 例目については、令和 3 年 4 月に発生した国内 67 例目と同一の農場であり、通報日以前から飼養する豚が活力を失い死亡する等の事例等が確認されていたが、豚熱以外の疾病によるものと考え通報を行わなかった。

一方、国内 92 例目については、農場において他の疾病を疑っていた中で、異状を呈する豚が増加したことから、家保への通報を遅滞なく行った結果、豚熱であることが判明した。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。）（以下「指針」という。）の「第 1 基本方針」において、「早期の発見及び通報」は豚熱の防疫対策上、最も重要な要素のひとつとされている。これが適切に実施されなければ、農場内に同居するワクチン未接種豚や免疫を十分に獲得していない豚等に感染が拡大し、大量のウイルスが排泄されることにより、結果として地域における豚熱のまん延につながりかねない。豚熱は臨床症状のみで否定することは困難であることから、飼養衛生管理者等は、飼養衛生管理基準に基づき、飼養する豚に対する毎日の健康観察を適切に行い、飼養する豚が法で定める特定症状を呈している場合はもちろんのこと、豚サーコウイルス感染症等の存在が確認されている場合であっても、先入観にとらわれず、飼養豚群において通常と異なる死亡の増加又は継続等の状況を認めた際には、豚熱を疑って速やかに家保に通報することが重要である。

2. 飼養衛生管理及び適切なワクチン接種の徹底

国内 83 例目の農場については、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・着用、衛生管理区域での交差汚染防止対策、家畜を畜舎間で移動する際の消毒等において不備が確認されている。当該農場周辺地域においては、令和 3 年以降野生イノシシにおける豚熱陽性事例が確認されており、令和 4 年 4 月に周辺地域で確認された野生イノシシ由来のウイルスが当該農場で分離されたウイルスと近縁であることが分かっている。これらのことを踏まえると、周辺地域に生息していた感染野生イノシシに由来するウイルスが何らかの経路で農場に持ち込まれたものと考えられる。

国内 91 例目の農場については、令和 3 年 4 月 17 日に発生を経験しており（国内 67 例目）、経営再開にあたっては家保による指導を受け、飼養衛生管理を改善していたものの、令和 6 年 5 月 26 日に再び発生が確認された。農場内ではタヌキ、

ハクビシン、ネコの侵入が確認されていたが、令和6年5月27日に実施した現地調査においては防鳥ネット及び壁面等の破損等飼養衛生管理基準上の不備が認められた。当該農場周辺地域においては、令和2年以降、継続して野生イノシシにおける豚熱陽性事例が確認されており、これらに由来するウイルスが小動物による機械的伝播等何らかの経路で農場内に持ち込まれたものと推察されるが、ウイルスのフルゲノム解析では、令和5年1月に栃木県南部で確認された野生イノシシ由来のウイルスと最も近縁という結果が出ていることから、農場への感染がどのように起こったかについては、引き続き豚熱陽性野生イノシシ由来株の解析を進める必要がある。

国内92例目については、岩手県における初の発生事例であり、本年9月27日時点で最も北に位置する農場での発生となっている。当該農場は、豚舎エリアを含む衛生管理区域と、衛生管理区域専用の衣服及び靴の交換を行う管理棟及び堆肥置場が、衛生管理区域外である私道で隔てられていたことに加え、衛生管理区域周囲の柵の破損等や境界を貫く水路が確認されていた。当該農場の周辺では、本年3月以降に野生イノシシにおける豚熱陽性事例が相次いで確認され、ウイルスのフルゲノム解析の結果、本年8月に当該農場周辺で確認された野生イノシシ由来のウイルスと当該農場由来のウイルスが近縁であることが確認された。これらのことを踏まえると、感染野生イノシシに由来するウイルスが何らかの経路で農場内に持ち込まれたものと考えられる。

野生イノシシについては、本年6月に佐賀県及び愛媛県、本年8月に青森県において初発の陽性事例が確認されており、本年9月27日時点で北海道、千葉県、佐賀県以外の九州6県及び沖縄県の計9道県を除いた38都府県において陽性事例が確認されている。また、最近新たに野生イノシシの豚熱陽性事例が確認された地域については、既にウイルスが侵入してから時間が経っている地域と比較して、地域の野生イノシシ群が豚熱ウイルスに対する免疫を獲得していないため、感染が拡大しやすく、飼養豚への感染リスクも特に高くなることが懸念される。これらを踏まえ、特に最近ウイルスが侵入した地域においては、農場周辺がウイルスに汚染されている可能性があるということを念頭に、改めて飼養衛生管理を徹底するとともに、必要に応じ地域で協力をしつつ農場に野生イノシシを近づけないための対策（農場周辺の草刈り・木々の伐採といった緩衝帯の設置、電気柵の設置等）を講じることに加え、更なるバイオセキュリティの強化についても検討することが重要である。また、ウイルスの機械的拡散防止策（運送や工事等を行う事業者に対する車両の洗浄・消毒実施の励行等）を講じるとともに、発生農場が再開する際、改めて、飼養衛生管理を点検した上で、再導入を行うことが重要である。

加えて、万が一農場にウイルスが侵入した場合に備え、日頃から適時・適切なワクチン接種により、飼養豚群に十分な免疫を付与する必要がある。このため、農場における飼養豚群の情報や家保が実施する免疫付与状況確認検査の結果を担当獣医師等と共有するとともに、定期的にワクチン接種を含めた飼養衛生管理について必要な指導を確実に受けることが重要である。

（以上）